

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2025年4月16日付)	改定後 (2025年6月2日付)
第1章 総則 第2条 (定義)	第1章 総則 第2条 (定義) <p>(37) 「他社シェアドアクセスサービス」とは、当社以外の事業者がNTT東西の光ファイバーを利用し提供する、電気通信サービスをいいます。</p> <p>(38) 「光回線再利用」とは、他社シェアドアクセスサービスの利用者が、当社に当該他社シェアドアクセスサービスの契約から本サービスへ契約変更の申込みを行い、他社シェアドアクセスサービスの契約解除と同時に本サービスの契約締結を実施すること、および、本サービスの利用者が他社シェアドアクセスサービスへ契約変更の申込みを行い、本サービスの契約解除と同時に他社シェアドアクセスサービスの契約締結を実施することをいいます。</p>
第3章 契約の成立等 第12条 (契約の申し込みの承諾) <p>1. 本サービスに係る契約は、第11条（提供条件）に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 新規申込の場合、本サービスの工事完了日に利用契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 転用および事業者変更の場合、フレッツ光または他社光コラボレーションサービスから本サービスへの変更が完了した日に契約が成立するものとします。</p>	第3章 契約の成立等 第12条 (契約の申し込みの承諾) <p>1. 本サービスに係る契約は、第11条（提供条件）に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 新規申込の場合、本サービスの工事完了日に利用契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 転用、事業者変更および光回線再利用の場合、フレッツ光、他社光コラボレーションサービスまたは他社シェアドアクセスサービスから本サービスへの変更が完了した日に契約が成立するものとします。</p>

<p>第4章 料金等の支払い</p> <p>第17条（課金開始日）</p> <p>1. 本サービスの申し込みをした場合の課金開始日は第12条（契約の申込みの承諾）に定める本サービスの契約成立日とします。ただし、当社の特別な事情により実際の工事完了日、転用完了日または事業者変更完了日より遅れて当社がその事実を知った場合、当該期間に発生した利用料金については、後日合算してお支払いいただく場合があります。</p>	<p>第4章 料金等の支払い</p> <p>第17条（課金開始日）</p> <p>1. 本サービスの申し込みをした場合の課金開始日は第12条（契約の申込みの承諾）に定める本サービスの契約成立日とします。ただし、当社の特別な事情により実際の工事完了日、転用完了日、事業者変更完了日または光回線再利用完了日より遅れて当社がその事実を知った場合、当該期間に発生した利用料金については、後日合算してお支払いいただく場合があります。</p>
<p>第7章 契約の解除</p> <p>第28条（会員が行う契約の解除）</p> <p>1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) 解約の意思表示が当社に到達した日の翌営業日を1日目として、6営業日目から90日目の間で会員が指定した日とします。</p> <p>(2) 前号に拘らず、事業者変更を伴う解約の場合、本サービスから他社光コラボレーションサービスまたはフレッツ光への変更が完了した日とします。</p>	<p>第7章 契約の解除</p> <p>第28条（会員が行う契約の解除）</p> <p>1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) 解約の意思表示が当社に到達した日の翌営業日を1日目として、6営業日目から90日目の間で会員が指定した日とします。</p> <p>(2) 前号に拘らず、事業者変更または光回線再利用を伴う解約の場合、本サービスから他社光コラボレーションサービス、フレッツ光または他社シェアドアクセスサービスへの変更が完了した日とします。</p>
<p>第7章 契約の解除</p> <p>第28条（会員が行う契約の解除）</p> <p>5. 第1項の事業者変更を伴う解約の申し入れにおいて、第26条第2項第13号または第17号のいずれかに該当する場合、当社は当該申し入れを承諾しない場合があります。</p>	<p>第7章 契約の解除</p> <p>第28条（会員が行う契約の解除）</p> <p>5. 第1項の事業者変更または光回線再利用を伴う解約の申し入れにおいて、第26条第2項第13号または第17号のいずれかに該当する場合、当社は当該申し入れを承諾しない場合があります。</p>